

①令和6年度処遇改善計画書を「別紙様式2」または「別紙様式6」で作成した場合

福祉・介護職員等処遇改善加算等の実績報告を行う場合の提出書類について（令和6年度）

点 検 欄	必要提出書類	要確認事項
<input type="checkbox"/>	1 福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告 連絡票（令和6年度）	<input type="checkbox"/> 来庁による提出の場合でも、必ず添付すること <input type="checkbox"/> 補正連絡等に対応できる担当者名・連絡先を記載すること
<input type="checkbox"/>	2 別紙様式3-1 福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告 書（令和6年度）	<input type="checkbox"/> 前年度までの様式は使用しないこと <input type="checkbox"/> 厚生労働省のホームページに掲載されている様式を使用すること（当課ホームページにリンクを掲載） <input type="checkbox"/> 基本情報入力シート→別紙様式3-2、3-3→別紙様式3-1の順に入力して作成すること <input type="checkbox"/> 別紙様式3-1について、該当する要件（濃いオレンジ色のセル）は、すべて「○」になっていること
<input type="checkbox"/>	3 別紙様式3-2 個票（令和6年4・5月分）	
<input type="checkbox"/>	4 別紙様式3-3 個票（令和6年6月以降分）	
<input type="checkbox"/>	5 （別紙様式5） 特別な事情に係る届出書 ※該当する場合のみ提出	<input type="checkbox"/> 加算以外の部分で賃金水準が引き下げられている場合に添付すること
<input type="checkbox"/>	6 返信用封筒（切手貼付、宛名記載） ※返送を希望する事業所のみ	<input type="checkbox"/> 受領証の返送を希望しない場合は提出不要 <input type="checkbox"/> 料金が不足する場合は、不足料金受取人払いで返送します

* 年度途中で事業所を廃止した場合も、上記書類の提出が必要です。

* 障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、関係書類を5年間保存してください。

②令和6年度処遇改善計画書を「別紙様式7」で作成した場合

福祉・介護職員等処遇改善加算等の実績報告を行う場合の提出書類について（令和6年度）

点 検 欄	必要提出書類	要確認事項
<input type="checkbox"/>	1 福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告 連絡票（令和6年度）	<input type="checkbox"/> 来庁による提出の場合でも、必ず添付すること。 <input type="checkbox"/> 補正連絡等に対応できる担当者名・連絡先を記載すること。
<input type="checkbox"/>	2 別紙様式7-2（加算未算定事業所） 福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告 書（令和6年度）	<input type="checkbox"/> 前年度までの様式は使用しないこと <input type="checkbox"/> 厚生労働省のホームページに掲載されている様式を使用すること（当課ホームページにリンクを掲載） <input type="checkbox"/> 該当する要件（濃いオレンジ色のセル）は、すべて「○」になっていること
<input type="checkbox"/>	3 （別紙様式5） 特別な事情に係る届出書 ※該当する場合のみ提出	<input type="checkbox"/> 加算以外の部分で賃金水準が引き下げられている場合に添付すること
<input type="checkbox"/>	4 返信用封筒（切手貼付、宛名記載） ※返送を希望する事業所のみ	<input type="checkbox"/> 受領証の返送を希望しない場合は提出不要 <input type="checkbox"/> 料金が不足する場合は、不足料金受取人払いで返送します

* 年度途中で事業所を廃止した場合も、上記書類の提出が必要です。

* 障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、関係書類を5年間保存してください。